

杉戸町での境界確定の流れ

隣地・対向の立会いが必要となり、官地部全幅の幅員を確定します。
※片側確定では、証明書を発行できません。

★立会い前の手順

- ① 「境界確認申請書」の提出
- ② 役所から資料の提供 → 資料等に基づき、事前測量の上協議
 《事前測量のポイント》
 ※境界標等の調査
 ※町の構造物(U字溝、フェンス、マンホール等)やその他構造物(民地ブロック等)がある場合おさえてください。
- ③ 立会い日の調整 → 現地立会

★立会い後の手順

- ① 「承諾書」(申請者の同意書)を町に提出する。
- ② 「境界確認図(案)」を作成し、下記項目内容をチェックする。

項目	内 容	チェック
図 面	座標を表記すること ※民地部境界点については、座標値を表記しないこと	
	幅員は、小数点第2位まで表記すること	
	関係地番(隣接・対向)と境界線を図示すること	
	基準点(2点以上)の位置を図示し、その座標を表記すること	
	官地部の杭間距離を表記すること※民地部の杭間距離は表記しないこと	
	道路・水路等が公図上分かれている場合、各々の幅員を分けて表記すること	
境界標	片側のみ後退(採納)している場合は、元道幅員、採納部幅員を分けて表記すること	
	申請地側の新設標には、町コンクリート杭又は町プレート等を入れること	
	2項道路等セットバックが必要な場合、中心鉄を入れること	

既存住宅団地	道路全幅幅員と、中心からの幅員を入れること	
	中心鉄を入れること	
	まだ採納されていない道路ライン(分筆予定線)は点線で図示	

- ③ 管理担当との図面の確認が終了したら、図面添付の上「境界確認図」を作成し町に提出する。

※ 境界確定の証明書が必要な場合は別途「境界確定証明申請書」を提出すること。

都市施設整備課 管理担当
TEL : 0480-33-1111
FAX : 0480-33-2958
Mail : toshishisetsu@town.sugito.lg.jp